

中東地区まちづくり協議会 規約

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、中東地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を下関市唐戸町4番1号カラトピア4階に置く。

第2条（区域）

協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

第3条（構成員）

協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）地区内に居住する者
- （2）地区内で活動する市民活動団体等
- （3）地区内で事業を営む者又は地区内に存する事業所に勤務する者
- （4）地区内に存する学校等に通う者

第4条（会員）

会員とは、協議会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

- 2 協議会の会員は、第37条に掲げる部会のいずれかに必ず所属するものとする。

第2章 目的及び活動

第5条（目的）

協議会は、構成員相互の交流と親睦を図り、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを目指し、自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする。

第6条（活動）

協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- （2）地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- （3）地区内外における地域交流に関する活動
- （4）地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- （5）地区におえる市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- （6）地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- （7）市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- （8）前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

第3章 役員

第7条（役員を選任）

協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 部長 5名
- (6) 監事 2名

2 部会長を除く役員は、総会において選任する。

第8条（役員の仕事）

会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、協議会の事務局を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計を担当する。
- 5 部長は、担当する部を統括し、事業の企画・運営を行う。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

第9条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（事務局）

協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営に関すること。
 - (2) 各部会の統括・調整に関すること。
 - (3) 各種事務手続きその他庶務に関すること。
 - (4) その他、事務局が行うこととなった事項に関すること。
- 3 事務局に事務局を置くことができる。
- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

第4章 顧問

第11条（顧問）

協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

第12条（会議）

協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

第6章 総会

第13条（総会）

総会は、協議会の最高議決機関とする。

第14条（総会の種類）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第15条（総会の構成）

総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

- (1) 監事を除く役員
 - (2) 別表2に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者
 - (3) 公募により部会に所属し、部会長の推薦により運営委員会で認められた者
- 2 代議員は200名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、任期終了後も後任者が選任されるまで在任する。

第16条（総会の開催）

通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね2か月以内に開催するものとする。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

第17条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

第18条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

第19条（総会の審議事項）

総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他、会務運営上必要な事項。

第20条（総会の定足数）

総会の開催は、代議員の2分の1以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

第21条（総会の議決）

総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、第19条第4号及び第5号については、出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第22条（総会の議事録）

総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印をしなければならない。

第7章 運営委員会

第23条（運営委員会の構成）

運営員会派、役員及び副部会長、自治連合会長、書記をもって構成する。

第24条（運営委員会の審議事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）総会、役員会、部会から提議された事項
- （4）重要事項で、総会の開催できる期間のない緊急を要する事項
- （5）構成員から提議された事項
- （6）催促に関する事項
- （7）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第25条（運営委員会の開催）

運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

4 会長は、必要と認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第26条（運営委員会の議長）

運営委員会の議長は、会長が務める。

第27条（運営委員会の定足数）

運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第28条（運営委員会の議決）

運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

第29条（運営委員会の議事録）

運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- （1）日時及び場所
- （2）委員総数及び出席委員数
- （3）開催目的、審議事項及び議決事項
- （4）議事の経過の概要及びその結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第8章 役員会

第30条（役員会の構成）

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

第31条（役員会の協議事項）

役員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、運営委員会に報告する。

- （1）総会並びに運営委員会に付議すべき素案に関する事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項のうち、運営委員会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- （3）重要事項で、総会、運営委員会の開催できる期間のない緊急を要する事項
- （4）運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条（役員会の開催）

役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - （1）会長が必要と認めたとき。
 - （2）役員 $\frac{2}{3}$ 以上の者から請求があったとき。
- 3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 4 会長は、必要と認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第33条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長が務める。

第34条（役員会の定足数）

役員会は、役員 $\frac{3}{4}$ 以上の出席がなければ開催することができない。

第35条（役員会の議決）

役員会の議事は、出席役員 $\frac{2}{3}$ 以上の過半数で決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（役員会の議事録）

役員会の議事録を作成し、次に掲げる事項を記載する。

- （1）日時及び場所
- （2）役員総数及び出席役員数
- （3）開催目的、協議事項及び決定事項
- （4）協議内容の概要及びその結果

第9章 部会

第37条（部会の設置）

協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

- （1）総務部会
協議会組織の全体調整及び広報に関する活動
- （2）環境・防災対策部会
環境美化及び地域防災に関する活動
- （3）健康・福祉部会
誰もが明るく楽しく健康で安心・安全に暮らすことに関する活動
- （4）子育て・青少年育成部会
子育て支援、青少年の健全育成に関する活動
- （5）地域づくり部会

地域を活性化するために、地域住民が全員参加で取り組む活動

- 2 部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。
 - (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関すること
 - (2) 部会の事務に関すること
 - (3) その他、総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること
- 3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第38条（部会長及び副部会長）

部会に、部会長1名、副部会長2名以内、書記1名を置く。

- 2 部会長、副部会長及び書記は、部会員の中から互選する。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。
- 5 書記は、部会の会議録の作成及び部会の事務を行う。
- 6 部会長、副部会長及び書記の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 部会長、副部会長及び書記は、任期終了後においても、後任者が選任されるまで在任する。
- 8 欠員により選出された部会長、副部会長及び書記の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条（部会の開催）

部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 部会長が必要と認めたとき。
 - (2) 部会員の2分の1以上の者から請求があったとき。
- 3 部会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第10章 会計

第40条（経費）

協議会の運営及び活動に要する経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

第41条（会費）

会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定める。

第42条（会計年度）

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第43条（会計監査）

監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

- 2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第 1 1 章 情報公開等

第 4 4 条（書類及び帳簿の備付け）

協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

第 4 5 条（個人情報保護の取扱い）

協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第 1 2 章 雑則

第 4 6 条（その他）

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 7 年 1 0 月 6 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 2 9 年 5 月 2 5 日から実施する。（第 2 3 条、第 3 8 条、第 4 0 条）

平成 3 0 年 5 月 2 2 日 規約一部改正（第 7 条、第 3 7 条）

（経過措置）

2 本会設立初年度の役員、代議員、副部長及び書記の任期は、第 9 条第 1 項、第 1 5 条第 2 項及び第 3 8 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 2 9 年度に開催する通常総会までとする。

3 本会設立初年度の会計年度は、第 4 2 条の規定にかかわらず、平成 2 7 年 1 0 月 6 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

別表 1（第 2 条関係）

	町 名 一 覧
地区の区域	みもすそ川町、壇之浦町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町一丁目、宮田町二丁目、幸町、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、棕野町一丁目、棕野町二丁目、棕野町三丁目、大字棕野、山の口町、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、豊前田町一丁目の一部、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江新町、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目の一部、丸山町四丁目、丸山町五丁目、向洋町一丁目、向洋町二丁目の一部、後田町一丁目、後田町三丁目、後田町五丁目の一部、石神町、棕野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、幡生町一丁目の一部、卸新町

別表2（第15条関係）

中東地区まちづくり協議会を構成する団体等			
1	東部第一自治連合会	37	名池町自治会
2	東部自治連合会	38	南部町自治会
3	貴船町自治連合会	39	東南部町自治会
4	幸町自治連合会	40	田中町自治会
5	上田中町自治連合会	41	観音崎自治会
6	上田中西部連合自治会	42	丸山2町自治会
7	中央地区自治連合会	43	丸山7町自治会
8	丸山第一自治連合会	44	丸山8町自治会
9	丸山地区自治連合会	45	丸山11町自治会
10	棕野自治連合会	46	自治会法人岬之町自治会
11	後田自治連合会	47	豊前田二丁目西自治会
12	中部地区民生児童委員協議会	48	豊前田二丁目東自治会
13	北部第1地区民生児童委員協議会	49	上田中町菁莪
14	東部地区民生児童委員協議会	50	上田中町一丁目第1自治会
15	中央部地区保健推進協議会	51	上田中町一丁目第2
16	東部地区保健推進容疑会	52	上田中町二丁目自治会
17	下関老人クラブ連合会中部支部	53	上田中町三丁目自治会
18	上田中地区食生活改善推進協議会	54	上田中町三丁目上自治会
19	中部地区社会福祉協議会	55	山の口町自治会
20	(協同組合)唐戸商店会	56	後田町一丁目自治会
21	養治小学校PTA	57	後田町三丁目自治会
22	文関小学校PTA	58	後田町五丁目東部自治会
23	王江小学校PTA	59	園田三丁目自治会
24	名池小学校PTA	60	園田八丁目自治会
25	日新中学校PTA	61	石神町自治会
26	名陵中学校PTA	62	石神町婦人会
27	梅光学院中学校高等学校PTA	63	貴船町2丁目豊町自治会
28	王江校区体育振興会	64	貴船町3丁目自治会
29	名池校区スポーツ推進協議会	65	貴船6町自治会
30	文関校区スポーツ振興会	66	貴船9町自治会
31	日新中学校青少年育成協議会	67	ニュー貴船自治会
32	名陵中学校青少年育成協議会	68	貴船清水坂自治会
33	下関市連合婦人会	69	棕野町沖台第一自治会
34	唐戸町自治会	70	幸町第1自治会
35	細江町一丁目自治会	71	幸町第四自治会
36	細江町二丁目自治会	72	幸町第八自治会

